

平成27年10月19日

第4回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第4回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成27年10月19日(月) 午前8時30分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

1 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについて

議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第4号 農地法第4条の規定による届出について

議案第5号 農地利用変更届について

議案第6号 農用地あっせん申し出について

その他

1 出席委員

1 番 委員	2 番 委員	3 番 委員
4 番 委員	5 番 委員	6 番 委員
7 番 委員	8 番 委員	9 番 委員
10 番 委員	11 番 委員	12 番 委員
13 番 委員	14 番 委員	15 番 委員
16 番 委員	17 番 委員	18 番 委員
19 番 委員	20 番 委員	21 番 委員
22 番 委員	23 番 委員	24 番 委員
25 番 委員	26 番 委員	27 番 委員
28 番 委員	29 番 委員	30 番 委員
31 番 委員	32 番 委員	

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

4 番 委員 17 番 委員

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長
農地係長
主幹兼振興係長
農地係主査
農地係主査
振興係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地係長

1 開会 午前8時30分

事務局	<p>全員ご起立願います。</p> <p>一同礼。</p> <p>指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。</p> <p>(唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第4回指宿市農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に「8番委員」と「9番委員」を指名いたします。</p> <p>早速議題に入ります。</p> <p>「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを、説明いたします。</p> <p>議案書の1ページになります。</p> <p>(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に、「報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについて」を議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについてご説明いたします。2ページをお開きください。</p> <p>(番号1番, 2番を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち、まず、所有権移転分を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	3ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、1議案7件です。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から7については、お目通しください。

今回の移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番についてご審議願ひます。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、8番委員の退席を求めます。

(8番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、所有権移転分の1番については原案のとおり承認することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(8番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、所有権移転分の2番について、ご審議願ひます。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、7番委員の退席を求めます。

(7番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

28番委員 議長 はい、議長。

28番委員 議長 はい、28番委員。

28番委員 現在譲渡人は4、270㎡、ここで3、250㎡所有権を移転したと、結局1、000㎡くらいしか残らない訳ですよ、この場合は、農家としての資格は無くなる訳ですけども、これはどういうことになるんでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 7番委員につきましては、議案の17ページをご覧いただきたいのです

が、今回、ハウス付きの2筆の分を、所有権移転に載せておりますが、この土地の売買後に、1, 500㎡の買受あつせん議案に載せております。

28番委員 はい、議長。

議長 はい、28番委員。

28番委員 1, 500㎡じゃ足りないですね。

事務局 ちょっと私の説明が不足しましたけれども、今回、農地を所有権移転するということで、それを補うという意味で買受を1, 500㎡計上してございますが、それでも3, 000㎡に足りないということですが、それにつきましては、また7番委員とお話したいと思いますが、足りない分については、おそらく貸借で経営面積の確保を図るという考えであろうかと思っております。そこは、7番委員と確認をさせていただきます。

28番委員 はい、分かりました。

議長 ほかにございませんか。

10番委員 はい、議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 休憩をお願いします。

議長 暫時休憩とします。
(休憩)
休憩前に引き続き審議を再開いたします。
ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、所有権移転分の2番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、所有権移転分の2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
(7番委員の復席を確認する。)
次に、議案第1号のうち、所有権移転分の3番から7番について、ご審議願います。
ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、所有権移転分の3番から7番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

事務局
議長
事務局

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の3番から7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」の、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

はい、議長。

はい、事務局。

議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分についてご説明いたします。

議案書の5ページから8ページになります。

今月の「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案14件です。内訳は、新規の利用権設定が12件、再設定が2件、合計の面積は28,181㎡となっています。

以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、24番委員の退席を求めます。

(24番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(24番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番についても、会議規則第25条の規定により、議長を降り退席いたしますので2番委員に議長をお願いいたします。

(1番委員の退席を確認、議長2番委員に交代。)

議長(代理)

1番委員に代わりまして、しばらく議長を務めさせていただきます。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の2番について、ご審議願

います。

委員
議長(代理) ご質疑、ご意見等はございませんか。
「なし」の声あり。

委員
議長(代理) 議案第1号のうち、利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 利用権設定分の2番の審議が終了しましたので、1番委員と議長を交代いたします。ありがとうございました。
(1番委員の復席を確認、議長の交代。)

19番委員 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の3番から6番については、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。
3番、6番については、19番委員にお願いします。
はい。
番号3につきましては、私と12番委員とで調査をいたしました。
貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。
申請人は、利用権を設定し、今回、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。
申請人は、郵便局に勤務していましたが、一定収入だけでなく、努力した分だけ収入があることに魅力を感じるようになり、郵便局を退社し、9月から就農に従事したとのことです。
申請地を取得後は、オクラ25a、スナップエンドウ45aを計画し、目標販売高450万円を目指しています。
現在は、1人で農作業に従事していますが、来年くらいから妻も従事する予定とのことです。また、忙しい時は、義父にも手伝ってもらい、農機具についても義父から借りる予定とのことです。
また、青年就農給付金の申請も予定しているとのことです。
なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照してください。

議長
5番委員 4番、5番については、5番委員にお願いします。
はい。
番号4から5につきましては、私と4番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請人は、船員として働いていましたが、平成26年8月に退社し、今年の4月から妻と2人で農作業に従事しています。

オクラ40a、インゲン豆12aを計画し、目標販売高450万円を目指しています。農機具については、友達から借りるといことです。

また、青年就農給付金の申請も予定しているとのこと。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照してください。

議長

ただいまの説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、3番から6番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の3番から6番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

16番委員

6番については、新規就農の説明がありません。

議長

3番だけでしたか、すみません。それでは、6番の説明をお願いします。

19番委員

はい。

番号6につきましては、私と4番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、耕作放棄地の畑を利用し、今回、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請人は現在、オクラ20a、スナップエンドウ15aの畑を耕作しながら、知人の畑の手伝いをし、技術を学んだりしながら経営しているといことです。目標販売高300万円を目指しています。農機具については、機械銀行等にお問い合わせするといことです。

なお、営農計画書を資料の3ページに添付していますので、ご参照してください。

議長

大変失礼しました。ただいま説明のとおりであります。

議案第1号のうち、利用権設定分の3番から6番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番から6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の7番から14番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございますか。

10番委員
議長

はい、議長。

はい、10番委員。

10番委員

7番ですが、この人は青年就農給付金を貰っていると思うのですよ。

もうこの時点で、10,000㎡以上作っているように青年就農給付金の申請なんかは、なっているんですか。

事務局
議長

はい、議長。

はい、事務局。

事務局

青年就農給付金については、申請しているかは分かりませんが、この場合、親子関係で同じ世帯員ですので、お父さんである〇〇さんが10,082㎡持っていますので、同じ世帯員として10,082㎡載ってきます。以上です。

10番委員
議長

はい、議長。

はい、10番委員。

10番委員

青年就農給付金の場合は、完全に独立したようになっていなければ、おかしくないですか、これは。

貰っていなければ、同じ世帯でいっしょにやっけていてもいいんだけど、青年就農給付金の場合は、確実に独立して、完全に経営しているようになっていなければ、貰えないんじゃないんですか。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

先ほど話したように、青年就農給付金を貰っているかは分かりませんが、青年就農給付金を貰うのであれば、独立の生計を立てないと、貰えないので、その辺については私も回答できませんので、そこらを農政課の方に聞いて、次回の委員会にでも報告したいと思います。

事務局長
議長
事務局長

はい、議長。

はい、事務局。

青年就農給付金の関係です。親元で就農してから5年以内に、経営の全部又は一部を継承して、独立自営することとなっています。ですから5年以内に独立となれば給付金の対象となります。条件に、独立自営就農時の年齢が45歳以下となっています。それと、認定新規就農者であるということです。親と農業をしながら5年以内に自分で独立すれば、給付金は貰

えるということになります。

10番委員
議長 はい、議長。
10番委員 はい、10番委員。
10番委員 そうなった場合に、親の所得が250万円を超えていた場合は、貰えないということにはならないのですか。そうなった場合には、所得の問題が出てきますよね、250万円を超えたらもう中止になる訳でしょう。

事務局
議長 はい、議長。
事務局 はい、事務局。
事務局 その所得については、250万円未満でなければ申請できませんので、例えば、農政課に申請をして青年就農給付金を貰っているのであれば、そこらは独立して、税金から何から自分のものにして、親とはまったく別で、やっていると思います。所得については、250万未満であるということで、申請していると思います。

12番委員
議長 はい、議長。
12番委員 はい、12番委員。
12番委員 前回の青年就農給付金の調査の時、私が見て参りました。ちゃんと申請があって、収支決算も自分の畑が3反以上あるということで、出ていましたので、10,082㎡というのは、連携がされているのかなと思いました。もう一回調べていただきたいと思います。

議長
10番委員 分かりました。
議長 はい、議長。
議長 はい、10番委員。
10番委員 他人からの借入れが、半分以上でなければ、青年就農給付金は貰えない中身になっていると思うのですよ、その点もいっしょに調査をお願いします。青年就農給付金を貰うには、親族からの借入れが半分以下ということですので、親からこれだけ借りれば、そっこく停止になると思うのですよ。
ですから、この案件については保留にして、それを確認した上で、再度提出してもらった方がいいと思います。

6番委員
議長 はい、議長。
議長 はい、6番委員。
6番委員 備考欄に新規就農と記載されないかぎり、この人は新規就農者でない訳ですよね、ですからこの件については、単なる親から子への貸付けということでいいんじゃないですか。今、10番委員さんが言われたように、調査はまた後でもらえたらいいんじゃないですか。そう思います。

22番委員
議長 はい、議長。
議長 はい、22番委員。

22番委員
議長 家族協定は結んでないの。
そこまでは、まだ調べていないということです。
先ほど、10番委員さんが言われましたように、保留という形で次の委員会に出すということで締めていきたいと思えます。

委員
議長 7番から14番について何かご質問等はございませんか。
「なし」の声あり。

委員
議長 議案第1号のうち、利用権設定分の8番から14番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長 「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の7番から14番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について」を議題といたします。
これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。

13番委員
議長 はい、議長。
小委員長 はい、13番委員。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について
10月9日の転用調査時に、13番、19番、24番委員と、事務局3名の計6名で、現地聞き取り調査を行いましたので報告いたします。
申請に基づき、1番から4番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。
1番と2番は売買、3番と4番は贈与による申請でございます。
3番は親戚への贈与で、4番は孫への贈与でございます。
申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。
以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。
なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の4ページから17ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
以上で調査報告を終わります。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

委員
議長

それでは、議案第2号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査報告を求めます。

13番委員
議長
小委員長

はい、議長。

はい、13番委員。

議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

まず番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の18ページをお開きください。

申請地は、指宿図書館から北へ185m行った所の農地で、東は宅地及び畑、西は市道、南は5条許可地、北は宅地及び畑に接しています。

申請者は、現在借家住まいのため、申請地を購入し、一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については、現状で周辺農地に配慮し、土留工事及び建物の高さを加減するなど、周囲の農地に与える影響は軽微なものと思われま。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は貸家の建築です。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたし

ます。

資料の19ページをご覧ください。

申請地は、下里公民館から南東へ500m行った所の農地で、東と南は畑、西と北は市道に接しています。

なお、面積が535㎡となっていますが、おおむね500㎡ということで、特に問題はないと思います。

土地の形状については、現状で、土留工事を行う予定です。また、隣接農地に影響を及ぼさないよう、平屋建てにすることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、本申請地は、国立公園第2種特別地域内にありますが、自然公園法第20条第3項の規定による特別地域内の行為の許可申請中であり、その他の一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅の建築です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の20ページをお開きください。

申請地は、成川区民センターから南西へ330m行った所の農地で、東は市道、西は畑、南は里道、北は宅地に接しています。

申請人は、現在借家住まいのため、申請地を購入し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については、全体的に50cmの削土と、入口部分のスロープを広げるため入口部分を最大2mほど切土する計画です。

なお、西側農地は、申請人の義父が3条で取得する予定で、農地に支障のないよう留意することから、周囲の農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の21ページをお開きください。

申請地は、大成小学校から北へ910m行った所の農地で、東は山林、西と南は里道、北は畑に接しています。

申請人は、主にかつお節の買い入れ・加工販売を行う事業者ですが、太陽光発電事業への定款の変更も終わっています。

土地の形状については、現状で、土留工事をする予定です。隣接農地との間には1 mの緩衝地を設け、また、排水については、周囲に土側溝を設け、農地に流れ込まないようにすることから、周囲の農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、プラスチック工場及び駐車場です。

農地区分・許可事項については、平成27年9月14日付けで農用地区域からの除外がされた第1種農地で、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

資料の22ページをお開きください。

申請地は、池田小学校から南へ380 m行った所の農地で、東と北は畑、西は市道、南は水路と宅地に接しています。

申請者は、プラスチック工場を営む法人の代表で、現在の工場が手狭なこと、生産の拡大のため申請地に工場を新設する計画です。

奥の土地が3 mほど低いため、そこへの通路部分を最大約1.5 m切土及び盛土をし、雨水等は水路に放流する計画で、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、車庫兼倉庫の建設です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、北指宿中学校から南西へ280 m行った所の農地で、東、南、北は宅地、西は市道に接しています。

申請人は、現在借家住まいですが、妻の実家近くの住宅を購入するとともに、建設業を営んでいることから、隣接する申請地を購入し、車庫兼倉庫を建築する計画です。

土地の形状については、現状で、周囲には農地はありません。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の 24 ページをお開きください。

申請地は、南指宿中学校から北西へ 640 m 行った所の農地で、東と南は宅地、西は市道、北は畑に接しています。

申請人は、自宅の敷地が狭いため、隣接する申請地を購入し、自家用の車庫と 3 台分の駐車場を整備する計画です。

土地の形状については、現状で、土留工事を行う予定で、車庫の高さを加減することから隣接する農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号 8 番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、駐車場です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の 25 ページをお開きください。

申請地は、湯之里公民館から北西へ 225 m 行った所の農地で、東と北は市道、西は宅地、北は 9 番で申請のある畑で現況は雑種地です。

申請人は、付近で不動産業を営んでいますが、申請地を購入し 8 台分の駐車場を整備し管理運営する計画です。

土地の形状については、現状で、土留工事を行う予定で、建築物等は設けないことから隣接する農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号 9 番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、駐車場です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の 26 ページをお開きください。

申請地は、湯之里公民館から北西へ 215 m 行った所の農地で、東は市道、西は畑、南は宅地、北は 8 番で 5 条許可申請中の畑に接しています。

申請人は、自宅の敷地が狭いため、道路向かいの申請地を購入し、自家用の車と父が経営する看板屋の車計 3 台分の駐車場をとして利用する計画です。

なお、この土地については、すでに看板屋の駐車場と、資材置場として利用されていることから、始末書が添付されています。

土地の形状については、現状で、土留工事を行う予定で、建築物等を設置しないことから隣接する農地への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第3号について、ご審議願います。ご質疑、ご意見等はございませんか。

26番委員 はい、議長。

議長 はい、26番委員。

26番委員 5番ですが、農用地区域外となっていますが、畑かん区域内だと思えますが。

16番委員 もう、除外しましたよ。

26番委員 除外が終わった所ですか。どうもすみません。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農地法第4条の規定による届出について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

13番委員 はい、議長。

議長 はい、13番委員。

小委員長 議案第4号 農地法第4条の規定による届出について（2a未満）それでは報告いたします。

まず、番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は農業用倉庫です。

農地区分、許可事項については、平成27年9月15日付で用途区分の変更がなされた農用地区域内の農業用施設用地です。

資料の27ページをお開きください。

申請地は小川区集落センターから東へ645mほど行った農地で、東と南は畑、西は道路、北は自宅の宅地に接しています。

計画概要につきましては、約135㎡の農業用倉庫で、1,744㎡のう

ち165㎡を農業施設として利用する計画です。

次に、番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は農業用倉庫です。

農地区分、許可事項については、これも平成27年9月15日付で用途区分の変更がなされた農用地区域内の農業用施設用地です。

資料の28ページをお開きください。

申請地は仙田地区多目的集会施設から東へ430mほど行った農地で、東と北は畑、西は道路、南は水路に接しています。

計画概要につきましては、約70㎡の農業用倉庫で、1,380㎡のうち187.34㎡を農業施設として利用する計画です。

1番2番共に、農業振興に資する施設であり、現地状況から周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第4号の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、31番委員の退席を求めます。

(31番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

11番委員

はい、議長。

議長

はい、11番委員。

11番委員

この1,744㎡のうち165㎡は分筆するのですか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

分筆はしない予定です。

11番委員

分筆はしなくてもいいのですか。農業用倉庫として分筆して、地目を変えなくてもいいのですか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

届出だけですむ分ですので、特に分筆までしないといけないということではないです。

議長

よろしいでしょうか、11番委員。

11番委員

はい、分かりました。

議長

議案第4号のうち、1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号のうち、1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (3 1番委員の復席を確認する。) 次に、議案第4号のうち、2番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。</p>
委員 議長	<p>「なし」の声あり。 議案第4号のうち、2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号のうち、2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、「議案第5号 農地利用変更届けについて」を議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。</p>
1 3 番委員 議長 小委員長	<p>はい、議長。 はい、1 3 番委員。 議案第5号 農地利用変更届について これにつきましても同メンバーで調査にあたりましたので、その報告をいたします。 番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。資料の29ページをお開きください。 申請地は、温湯公民館から東へ260m行ったところの農地で、東は里道、西は田、南は水路、北は田および雑種地です。 申請地付近は、以前田んぼだったところで、土地が全体的に低くなっており、水が溜まるため、道路の高さまで約1.6m盛土をし、果樹を栽培する計画です。 周囲の雨水等の流れを遮断することは無く、周辺農地への影響も特に認められないと判断いたします。 以上報告いたしますが、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第5号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。</p>
3 2 番委員	<p>はい、議長。</p>

議長
32番委員
議長
委員
議長
委員
議長
事務局
議長
事務局
議長

はい、32番委員。
小委員長にお聞きします。現況は、現在何も作っていないということですが、盛土することによって、地目が田んぼから畑に変わるでしょうが、将来、果樹を植えたいという希望ですね、もう1点念を入れて聞きたいのは、それを盛土することによって、将来宅地に用途変更可能な所なのか、可能でない所なのか、その辺を説明してください。例えば50メートル以内に3件以上あるとか。なぜ聞いたかと言うと、元々は不動産屋ですからね。将来、そういう計画があるんじゃないかならうかと思ったので。
ほかにございませんか。
「なし」の声あり。
議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、「議案第6号 農用地あっせん申し出について」を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。
はい、議長。
はい、事務局。
14ページをお開きください。
議案第6号 農用地あっせん申し出の売渡をご説明いたします。
今日は6件でございます。
(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
なお、見取り図及び地籍図につきましては、資料の30ページから33ページになります。
番号2から6につきましては、お目通しください。
また、見取り図及び地籍図等につきましては、資料の34ページから47ページとなりますので、ご参照ください。
次に農用地あっせん申し出の、買受、借受をご説明いたします。
16ページをお開きください。
今日は、買受申出3件、借受申出5件の合計8件でございます。
(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
番号2から8につきましては、お目通しください。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

委員
議長

ご質疑、ご意見等はございますか。

「なし」の声あり。

このあっせん申し出につきまして、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

売渡の

番号1は32番と 8番委員。 番号2は 9番と32番委員。

番号3は 1番と 8番委員。 番号4は14番と11番委員。

番号5は14番と32番委員。 番号6は 6番と12番委員。

買受、借受の、

番号1は32番と 9番委員。

番号2は 西方地区 1番委員、新西方地区 14番委員。

番号3は 西方地区 32番委員、新西方地区 14番委員。

番号4は31番と 3番委員。 番号5は13番と23番委員。

番号6は 成川地区 10番委員、小川地区 31番委員、

大山地区 12番委員、岡児ヶ水地区 13番委員、

利永地区 6番委員。

番号7は30番と24番委員。 番号8は22番と15番委員。

議長

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員はよろしいでしょうか。

委員
議長

(各委員了解あり)

よって、議案第6号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は事務局案のとおり決定いたします

本日の議題は、これで全て終了いたしました。ほかにございますか。

委員
議長

「なし」の声あり。

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

その他（議案書18ページを参照して説明）

1. 一時使用届出について
2. 10月の行事報告
3. 11月の行事予定
4. その他

(1) 平成27年度地域別農業委員研修会（鹿児島・南薩・日置地域）

について

(2) 農業委員会視察研修について

(3) 南薩地域農業委員研修会について

議長 ほかにございませんか。

26番委員 はい、議長。

議長 はい、26番委員。

26番委員 農地中間管理事業について、詳しく説明をしてもらいたいと思います。
新しい委員は、内容が良く分からないものですから。

事務局 はい、分かりました。また、説明したいと思います。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全部終了いたしました。

事務局 これをもちまして、第4回指宿市農業委員会を閉会いたします。
全員ご起立願います。
一同礼。

(閉会 午前 9時42分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員 8番委員

議事録署名委員 9番委員